



第490号  
昭和48年10月5日

# やお市政だより

発行所 大阪府八尾市役所  
八尾市本町1丁目1代03881  
印刷所 サンケイ印刷株式会社

市民憲章 わたくし八尾市民は 1.若い力をそだてましょう。1.あたたかい心でまじりましょう。1.みどりのまちをつくりましょう。1.文化財をたいせつにしましょう。1.働くよるごびに生きましょう。

## 市の動き



## 市民スポーツ祭

10月28日(日) 山本球場

恒例の市民スポーツ祭が、10月28日(日)午前9時から市立山本球場(山本町南7丁目)で開かれます。

市民ならびに市内に勤務している人であれば誰でも参加できますので、当日、会場におこしください。

競技はお子様向けからお年寄り向けまで盛りだくさん。日ごろ、運動の機会に恵まれないお母さん、ボク、ワタシ、おじいちゃん、

おばあちゃん、それからお父さんも、秋空の下、思いきり手足をのびしてみませんか。

### ■プログラム

- 1・全身体操
- 2・60M走(小学校3年以下)  
80M走(小学校4年以上)
- 3・3000M(一般男子35歳未満含中学生)
- 4・かけっこ(幼児)

- ボウリング3ピンゲーム(老人)
- 5・1000M(一般男子35歳以上)
- 6・鈴わり(全員)
- 7・障害物競争(一般男子含中学生)
- 8・スプーン競争(一般女子含中学生)
- 9・玉入れ(全員)
- 10・800Mリレー(勤労青少年)
- 11・はしごくぐり競争(小学校3年以下)  
あみくぐり競争(小学校4年以上)

- 12・ドリブル競争(一般女子含中学生)
  - 13・地区対抗人生リレー
- なお、28日が雨天の場合は11月4日(日)に延期します。当日天候不良の場合は午前7時に決行の有無を決定します。

問い合わせは  
教育センター(電 23-5101)  
市役所(電 91-3881)まで。

## 市民体育大会

ふるってご参加ください

9月16日に行われた剣道を皮切りに、市民体育大会が始まっています。

卓球、バレーボールはすでに申し込みを締め切っていますが、その他の種目、日程は次のとおりです。(カッコ内は申し込み締め切り日)

市民ならびに市内に勤務、通学している人であれば誰でも参加することができます。ふるってご参加ください。

★ソフトボール 10月14・21日 八尾中・山本球場で、一般男女ともトーナメント戦(男子は協会加入チームのみ)(10月9日)

★サイクリング 10月21日 大和川堤防で、中学生・一般 1000mタイムトライアル(当日午前8時30分教育センターに集合)(10月19日)

★軟式庭球 11月4日 清友高で、一般男女社年ともトーナメント戦(10月31日)

★ハンドボール 11月4日 八尾高で、一般男女ともトーナメント戦(10月31日)

★体操 11月10日午後1時 教育センターで中学生・一般(11月9日)

★柔道 11月11日 山本球場内道場で、小・中学生・一般(11月6日)

★サッカー 11月11・18・25日 八尾中で、ジュニア・一般 トーナメント戦(ジュニアは高校生または20歳未満で編成)(11月6日)

★空手道 11月18日 山本球場内道場で、一般自由組手(11月14日)

★バスケットボール 11月18・25日 教育センターで、一般男女ともトーナメント戦(11月14日)

★陸上 11月25日 久宝寺緑地で、中学生・一般(11月23日)

★弓道 11月25日 市立弓道場で、一般近

的の部(当日)

★民謡 12月9日午後6時 教育センターで一般 河内音頭ほか数曲(初歩から指導)(当日)

時間は特にことわりのあるものを除いて午前9時から。参加費は無料。参加者全員に参加章、1・2・3位入賞者には賞状および賞品がおくられます。

申し込み、くわしい問い合わせなどは教育センター内体育振興課(清水町1-1-6 電23-5101)まで。

# やお市政だより

第490号

2

昭和48年10月5日

## 市の行事

10/11 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>家児</b> ☆違反建築防止週間(～17日)</li> <li><b>法律</b> ☆生ワクチン投与 14.00～15.30 南高安小、曙川小</li> <li><b>青少</b> ☆狂犬病の予防注射 10.00～12.00 志紀児童遊園地 都塚児童公園 13.00～15.00 清友高校</li> </ul>
12 (金)	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>教育</b> ☆3歳児健康診査(昭和45年4月生まれの男児) 13.00～15.00 八尾保健所</li> <li><b>家児</b> ☆不用犬の受付 9.15～12.00、13.00～17.00 八尾保健所</li> <li><b>身障</b> ☆乳幼児健康相談(3ヶ月の乳児) 9.15～11.00 八尾保健所</li> <li>☆生ワクチンの投与 14.00～15.30 志紀幼、安中幼</li> <li>☆狂犬病の予防注射 10.00～12.00、13.00～15.00 久宝寺中 山本球場</li> </ul>
13 (土)	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>青少</b></li> </ul>
14 (日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆鉄道記念日</li> </ul>
15 (月)	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>家児</b> ☆近畿交通安全デー</li> <li><b>心配</b> ☆生ワクチンの投与 14.00～15.30 用和小</li> <li><b>教育</b> ☆狂犬病の予防注射 10.00～12.00、13.00～15.00 八尾中</li> </ul>
16 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>交通</b> ☆建築基準法市民相談 13.00～16.00 市民ホール</li> <li><b>青少</b> ☆母と子の体操教室 13.30～15.00 教育センター</li> <li>☆不用犬の受付 9.15～11.00、13.00～17.00 八尾保健所</li> <li>☆出張献血 10.00～15.00 市立病院</li> <li>☆生ワクチンの投与 14.00～15.30 久宝寺小、竹淵小</li> <li>☆狂犬病の予防注射 10.00～12.00 山本小 13.00～15.00 八尾市役所</li> </ul>
17 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>教育</b> ☆建築基準法市民相談 13.00～16.00 市民ホール</li> <li><b>結婚</b> ☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00～14.30 八尾保健所</li> <li><b>人権</b> ☆幼児歯科相談(フッソ塗布) 9.15～11.00、13.00～14.30 八尾保健所</li> <li><b>家児</b> ☆生ワクチンの投与 14.00～15.30 南山本小</li> </ul>
18 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>行政</b> ☆婦人スポーツ教室(バスケットボール) 13.30～16.00 教育センター</li> <li><b>青少</b> ☆一般スポーツ教室( ) 17.30～21.00</li> <li><b>法律</b> ☆生ワクチンの投与 14.00～15.30 八尾小</li> <li><b>職業</b></li> </ul>
19 (金)	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>教育</b> ☆3歳児の健康診査(昭和45年4月生まれの女児) 13.00～14.30 八尾保健所</li> <li><b>家児</b> ☆不用犬の受付 9.15～12.00、13.00～17.00 八尾保健所</li> <li><b>身障</b> ☆府の巡回交通相談 10.00～16.00 市民相談室</li> <li>☆乳幼児健康相談(6ヶ月の乳児) 9.15～11.00 八尾保健所</li> </ul>
20 (土)	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆新聞週間</li> <li><b>青少</b></li> </ul>
21 (日)	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>結婚</b></li> <li><b>心配</b></li> </ul>
22 (月)	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>教育</b> ☆ツベルクリンの接種 14.00～15.00 八尾保健所</li> <li><b>家児</b> ☆肢体不自由児相談 13.00～14.00</li> <li><b>法律</b></li> <li><b>心配</b></li> </ul>
23 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>交通</b> ☆電信電話記念日</li> <li><b>青少</b> ☆母と子の体操教室 13.30～15.00 教育センター</li> <li>☆不用犬の受付 9.15～12.00、13.00～17.00 八尾保健所</li> </ul>
24 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>教育</b> ☆BCG接種 14.00～15.00 八尾保健所</li> <li><b>結婚</b> ☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00～14.30 八尾保健所</li> <li><b>家児</b> ☆幼児歯科相談(フッソ塗布) 9.15～11.00、13.00～14.30 八尾保健所</li> </ul>
25 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>家児</b> ☆婦人スポーツ教室(バスケットボール) 13.30～16.00 教育センター</li> <li><b>法律</b> ☆一般スポーツ教室( ) 17.30～21.00</li> <li><b>青少</b></li> </ul>

☆みなさんの近くに起こった善意・善行・伝統的行事などがありましたら市広報係まで(TEL. 91-3881)

### 《私道舗装に半額助成》

市では、私道のうち一定の条件を満たし、市の基準により認定した舗装工事費の半額を助成しています。

この助成の申請受付期限は10月31日までとなっていますのでいまのうちに申し込んでください。くわしくは、道路課路政係(電91-3881 内線376)まで。

### 《行政相談を行います》

行政相談委員は、民間の有識者の中から行政管理庁長官が委嘱しているもので、行政一般についての苦情相談に応じています。行政相談委員は、手続きをお教えしたり、相談の内容を国や関係機関に通知して解決を促すようになっています。毎月の定期的な行政相談のほかに、次のとおり相談所を開設しますので小さなことでも気軽に申し出てください。

☆とき 10月22日(月) 午前10時～午後4時

☆ところ 教育センター(清水町1丁目)

### 《点字講習会を開きます》

ひろく市民に点字を理解してもらい点訳奉仕者を養成するため、八尾盲人福祉協会では次のとおり点字講習会を開きます。

☆とき 10月20日～11月17日までの毎週土曜日(午後1時～4時まで)

☆ところ 社会福祉会館内研修講座室

☆受講料 無料(点字用具は盲人協会で準備します)

受講ご希望のかたは、10月15日までに社会福祉会館内八尾盲人福祉協会(電91-3881 内線296)へ

### 《俳句大会の兼題を変更》

9月20日号第4面「第20回文化祭」の俳句大会の募集要項で、兼題「天高し」「菊」とありましたが、「当季雑詠」に変更します。

なお、応募は1人3句で、締め切り日は10月20日です。

### 《身障》

＝身体障害者相談

### 《心配》

＝心配ごと相談

### 《結婚》

＝結婚相談 いずれも 13時～16時 社会福祉会館で

### 《家児》

＝家庭児童相談 10時～16時 社会福祉会館で

### 《青少》

＝青少年愛護相談 9時～17時 教育センターで

### 《交通》

＝交通相談

### 《法律》

＝法律相談(当日予約制)

### 《行政》

＝行政相談 いずれも 13時～16時 市民相談室で

### 《教育》

＝教育相談 9時～ 教育相談室で

### 《人権》

＝人権相談 14時～16時 人権擁護委員会室で

### 《職業》

＝高齢者職業相談 10時～15時 社会福祉会館で

### 《パートタイマーあつ旋》

八尾商工会議所では、パートタイマーのあつ旋コーナーを設け、家庭の婦人に広い範囲から便利で働きやすい職場をあつ旋しています。就職をご希望のかたは、毎週水曜日、八尾商工会議所(市役所筋向かい)であつ旋コーナーを開いていますので、お気軽にご利用ください。

### 《建築基準法相談コーナー開設》

10月11日から17日まで「違反建築防止週間」です。

市建築指導課では、建築基準法市民相談コーナーを設け、家の新築、増改築の法基準など建築基準法相談を受け付けます。

☆とき 10月16日、17日 1時～4時

☆ところ 市民ホール 2階ロビー

### 《市立公益質舗が廃止になります》

市民のみなさんにながらくご利用いただいていた市立公益質舗は、10月31日(予定)で廃止することになりました。このため、貸し出しは同日をもって停止いたしますのでご了承ください。なお、これに代わる制度として、市では生活援護資金貸付制度を新しく設置いたしました。この制度の発足などくわしいことについては後日、「市政だより」でお知らせいたします。

### 《中高年令婦人の短期職業講習会》

就職を希望する中高年令婦人のために衣料販売についての短期職業講習会を開きます。

☆とき 11月5日～20日 午前10時～午後4時(土曜日は12時まで)

☆ところ 大阪合同庁舎第1号館(東区大手前之町1)

☆資格 労働の意志のある30歳～50歳までの婦人

☆受講料 無料

ご希望の方は、10月19日までに布施公共職業安定所(電782-4221)までお申し込みください。

### 《初級簿記講座を開きます》

商工会議所では、青色申告に強くなりたい方などのために「初級簿記講座」を開きます。

☆期間 10月15日から11月16日までの毎週月、水、金曜日 午後6時～8時30分

☆受講料 3,000円(テキスト) 例題集費ふくむ

☆携行品 そろばん、筆記用具 申し込みは八尾商工会議所(電22-1181)業務課まで

# やお市政だより

第490号

3

昭和48年10月5日

## お知らせ

### ねたきり老人のこと

#### ■ねたきり老人見舞金が支給されます

電91-3881 内線279

市では、ねたきり老人に対し次のとおりに見舞金を支給します。該当する人は忘れず申請してください。

☆受けられる人 12月15日現在65歳以上で次の3点に該当する人 ①傷病(老衰含む)で1年以上常時ねたきりの人 ②ひとり歩くことが困難な人 ③前年12月16日から引き続き市内に住み、住民基本台帳に記載されている人

☆支給金額 年額10,000円

☆支給月 12月

申請されるかたは、10月15日～11月末日までに民生部社会課社会係(社会福祉会館内)又は地区民生委員さんに申し出てください

#### ■65歳以上のねたきり老人などは無料で治療が受けられます

電91-3881 内線357

10月1日から65歳以上の人で、身体または精神上の障害があって、日常生活を営むのに支障のあるねたきり老人などは無料で治療を受けることができるようになりました。該当者には「受給者証」を発行します。

☆対象となる方 65歳以上の方で、国民年金法の障害年金、障害福祉年金または老令福祉年金の受給権者のうち、次のいずれかに該当する人

- ①身体障害者障害程度等級の1級から3級までの方
- ②障害程度4級のうち音声機能または言語障害の方
- ③障害程度4級のうち下肢障害の1号、3号または4号に該当する方

☆申請の方法 印鑑、医療保険者証(現在加入しておられる保険者証)国民年金証書、身体障害者手帳を添えて、市保険課老人医療係へ申請してください。

また、ねたきり老人の該当者で、現在使われている医療証(ピンク色)をお持ちの方は、こんごは受給者証(水色)に変わりますから申請時に持参してください。

### 納税のこと

#### ■納税移動窓口が各地区を回ります

電91-3881 内線261

市民税、府民税の納期限は今年25日です。次の日程で納税移動窓口が巡回し、納税事務をとり扱いますのでご利用ください。

<日程> 10月18日(木) ○下竹淵橋 △日の出市場前 △ショッパーズ八尾前 19日(金) ○近鉄久宝寺駅前 △高安市場前 △高安ストア前 20日(土) ●南陽温泉前 22日(月) ○渋川神社前 △DMストア前 △山本中央市場横 時間は○印は午前10時～12時、△印は午後2時～4時、●印は午前9時30分～午前11時。

### 体育のこと

#### ■軟式庭球スポーツ教室を開きます

電91-3881 内線484

大阪体育協会・市体育連盟では次のとおり市民を対象に「軟式庭球スポーツ教室」を開きます。

☆とき・ところ 10月13日(土) 午後2時～4時 14日(日) 午前10時～12時 高美中 20日(土) 午後2時～4時 21日(日) 午前10時～12時 清友高テニスコート

☆参加費 無料

なお、この後も継続的に行いますが、日程は未定です。

#### ■市民サイクリング大会を行います

電91-3881 内線484

市では、次のとおり市民サイクリング大会を開きますので、多数ご参加ください。

☆とき 10月10日 午前8時30分集合 9時出発

☆集合場所 教育センター前

☆行先 交野市私市植物園

☆参加資格 小学校4年生以上

☆持ち物 昼食、水筒

☆参加費 無料

### 共済のこと

#### ■交通災害・火災共済の出張受付を行います

電91-3881 内線228

ことしも交通災害・火災共済の出張受付を行います。不慮の事故にそなえて家族ぐるみで加入しておきましょう。

<交通災害共済> 1人1年間 400円の掛金で最高50万円までの共済金が支払われます。

<火災共済> 1口1年 200円の掛金で10万円。最高20口(200万円)まで契約可能。

<日程> 10月23日(火) ○高安出張所 ○志紀出張所 △南高安出張所 △曙川出張所 24日(水) ○竜華出張所 ○竹淵出張所 △久宝寺出張所 △大正出張所 25日(木) ●山本出張所 ○桂解放会館 △緑ヶ丘集会所 26日(金) ●市役所玄関前 ●山本出張所 時間は○印は午前10時30分～午後1時、△印は午後2時～4時30分、●印については午前10時30分～午後1時、午後2時～4時30分。

### 実務記帳講座のこと

#### ■実務記帳講座を開きます

電 22-1181

青色申告者とこれから青色申告をしようとするかたのために、実務記帳講座を開きますので、ご希望のかたは八尾商工会議所までお申し込みください。

☆とき 10月16日・17日 午後6時～8時

☆ところ 八尾商工会議所

☆定員 30名

☆受講料 無料(ただし、テキスト代実費1,000円)

### 融資のこと

#### ■市では各種融資のあつ旋を行っています

電91-3881 内線323

府、市では次のとおり各種の融資あつ旋を行っています。

<年末特別融資(府)>

☆融資限度額 ▷担保付きの場合1事業者について1,500万円まで ▷無担保の場合1事業者について300万円まで ▷担保付き・無担保同時申し込みの場合1事業者について1,500万円まで

☆融資期間(貸付利率) 6ヶ月(年6.75%) 12ヶ月(年7.2%)

☆申し込み締め切り日 10月31日

<小規模企業事業資金融資(府)>

☆融資限度額 1事業者について無担保で300万円、担保付きで300万円 合計600万円まで

☆融資期間(貸付利率) 2年以内(年7.5%) 3年以内(年7.7%)

☆申し込み締め切り日 昭和49年3月30日

<長期運転資金特別融資(府)>

☆融資限度額 ▷担保付きの場合1事業者について1,500万円まで ▷無担保の場合1事業者について300万円まで ▷担保付き・無担保同時申し込みの場合1事業者について1,500万円まで

☆融資期間(貸付利率) 2年(年7.5%) 3年(年7.7%)

☆申し込み締め切り日 昭和49年3月30日

<中小企業長期設備資金融資(府)>

☆融資限度額 ▷担保付きの場合1事業者について1,500万円まで ▷無担保の場合1事業者について300万円まで ▷担保付き・無担保同時申し込みの場合1事業者について1,500円まで

☆融資期間 担保付きの場合は5年以内、無担保の場合は3年以内

☆貸付利率 年7.7%

☆申し込み締め切り日 昭和49年3月30日

<市中小企業融資>

☆融資限度額 1事業者について無担保300万円まで

☆融資期間 運転資金24ヶ月以内、設備資金36ヶ月以内

☆貸付利率 年7.5%

ご希望の方はいずれも市産業課までお申し込みください。

なお、くわしくは同課まで

#### ■小企業経営改善資金融資制度ができました

電 22-1181

商工会議所では、10月中旬から小規模事業所に100万円まで無担保・無保証人で事業資金を融資する小企業経営改善資金融資制度を行うことになりました。

この制度は、小企業者が経営の改善を行うのに必要な小口の事業資金を商工会議所会頭の推せんで、国民金融公庫から無担保無保証で貸し出しされる制度です。

制度のあらましは次のとおりですので、ご希望の方は八尾商工会議所までお申し込みください。

☆貸付対象 常時使用する従業員の数が5人以下(ただし、商業、サービス業では2人以下)の小企業者

☆資金使途 運転資金か設備資金

☆貸付限度額 100万円(ただし運転資金は50万円以下)

☆返済期間 2年以内

☆担保、保証人 不要(信用保証協会の保証も不要)

☆貸付利率 年7%

### 職業相談のこと

#### ■60歳以上の方に職業相談を行います

電 91-1161

社会福祉協議会では、老人の生活安定、高齢者の社会活動参加促進のため、10月4日から、60歳以上の方の職業紹介をする「高齢者職業相談所」を開きました。

これは、府社会福祉協議会の高齢者無料職業紹介所が毎月2回巡回して就職相談を行うものです

☆相談日 10月4日からの毎月第1、第3木曜日 午前10時～午後3時

☆職種 経理、一般事務、軽作業、管理係 宿日直、守衛など高齢者向きのしごと

☆相談所 社会福祉会館(本町2丁目4番10号)2階相談室で

相談は一切無料です。相談ご希望の方は、本人が市社会福祉協議会(社会福祉会館内)へお申し込みください

### 衛生のこと

#### ■地区ぐるみでねずみ退治をしましょう

電91-3881 内線361

秋から冬にかけては毒餌によるねずみ駆除に適した季節です。地区ぐるみでねずみ退治をしましょう。

市ではこの10月をねずみ駆除強調月間と定め、町会、婦人会単位に製品となった毒餌を無料で配布しています。ご希望のかたは町会婦人会の役員さんを通じて市衛生課まで申し込んでください。衛生課から役員さん宅までお届けします。

### 共同募金のこと

#### ■共同募金にご協力ください

電91-3881 内線292

今月1日から赤い羽根「共同募金」が始まっています。

この募金はみんなのしあわせを願い、恵まれない人たちに善意の手を差し伸べて明るい社会を築くために毎年行われています。

この運動で寄せられた尊いお金は保育所、母子寮、社会福祉の施設、福祉団体に配分されます。

この共同募金に一人でも多くご協力くださいようお願いします。



# やお市政だより

第490号

4

昭和48年10月5日

## 市の話題

### ●教育センターで「のれん」と河内木綿展を開催

市・市教委主催の「のれん」と河内木綿展が、9月26日から30日まで教育センターで開かれました。これは、市文化祭が今年で20周年を迎えるため、これを記念して開かれたもので、河内の国、摂津の国の「のれん・河内木綿」170点が展示されました。

のれんでは、大阪の両替商鳴池屋の町奉行御用のれん、呉服商大丸の水引のれん、文楽の人間国宝吉田文五郎の舞台のれんなどが、河内木綿では、江戸中期から大正末期までの200年にわたるこうし縞、ふとん縞、きもの縞などが展示されました。



### ●目の不自由な市民に「声」の市政だよりを配布

市では、このほど目の不自由な市民のために「声」の市政だよりを発行し、その第1号を18日配布しました。

現在、市では点字広報を毎月2回発行していますが、途中失明や老盲人など点字を読めない人などから要望があり、このほど発行したものです。

この「声」の市政だよりは、カセットテープ（60分）に広報紙やお市政だよりの市の動き、市の行事、お知らせなどを録音したもので、吹き込み、発送は府盲人協会に依頼しています。



### ●南山本小PTAが空カンを利用した横断旗箱を設置

秋の交通安全運動（9月21日～30日）が始まった21日、南山本小学校のPTAのお母さん達が、空カンを利用したマンガ標語入りの横断旗箱26個を、校区内の危険な横断歩道に設置しました。

この箱には、ヒヨコ、オバQ、サザエさん、トラのマンガや「はたを大切にしようね」などの標語がかかれています。

この日、小雨のパラつくなか、午前10時からPTAの環境施設部のお母さん達25名が、校区内の交通量の多い横断歩道13カ所をまわり、電柱などに旗箱を針金でしばりつけ、横断旗を入れました。



### ●市立養護学校で車イスを使った歩行訓練

秋の交通安全運動期間中の22日市立養護学校は、学校付近の道路で車イスなどを使い歩行訓練を行いました。

生徒は、すべて学校バスで送り迎えしていますが、家からバスに乗るまでの道中や家の周囲では危険がともなうので、生徒の障害の程度に応じて交通安全指導を行ったものです。

午前10時30分に生徒16名が、車イス、自転車、歩行器などを使い一例縦隊で学校を出発。信号の見方、左右確認、右側通行など指導されながら八尾木公園まで約500mの道のりを歩きました。



## しあわせを築く道 部落解放とわたしたち——⑨

### ■すべての人々に進学保障するために

約90%に達した全国の高校進学率は、年々上昇しています。

ここにたって、高校へ進学することは生きるために、「必要なこと」にかわってきたと考えられます。いまや、高校教育を受ける権利は、生きる権利とむすびつき、進学したい、したくないということではなく、何らかの事情によって進学をあきらめさせられている生徒が、10%いるということなのです。

そして、この「何らかの事情」とは、在日朝鮮人であり、障害者であり、貧困家庭の子供であり、被差別部落民であるということなどによる差別的な現実です。

例えば、あるこどもは、父親が長期入院療養し、生活保護を受けている中では、自分が働かないと食べていけない状況におこまれており、進学を断念せざるをえなくなっているということがあつたのです。

部落解放運動によって、奨学制度は改善されつつありますが、まだまだ不十分であり、すべての貧困家庭の子供が進学できるように国民的運動をすすめていくことが必要とされています。

また、「低学力」ということが、進学の前になかなかかべとなって、たちはだかっていることがあります。

差別と貧困が、こどもの可能性の開花をおしとどめ、「低学力」という状況を生み出しているのです。

障害児についても、高校進学の間から排除されているのです。

低学力であればあるほど、障害があればあるほど、十分に教育を保障しきり、こどもたちの可能性をひき出し、のばすことが必要であるにもかかわらず、現実にはきりすてられ十分なされていない現状です。

経済的条件による事情とか、教育条件や内容の不十分さによって低学力がもたらされているにもかかわらず、現在の公立高校は、低

学力の生徒の入学を排除しています。

また、小・中学校には障害児学級があるのに高校にはなく、養護学校の高等部があるだけで障害者の高校教育はないがしろにされているといつても過言ありません。

こういった高校教育のあり方をかえさせていくことが、必要になっているのではないのでしょうか。

高校教育がいまや社会的に義務教育化の傾向となり、人間として生きるのに必要なものとなっていることを考えるならば、単に高校増設ということだけではなく、教育のあり方そのものをかえさせていくことが必要です。

ひらがなしか読めない、書けないというようにされてきた人に対し、形だけの義務教育修了という証書をわたし、その後は放置というようなことは許されないことではないでしょうか。

八尾市民のみなさん、すべての人々に進学保障をしていくために、ともに手をつなぎましょう。